

平成 2 9 年

区民委員会会議録

と き 平成 2 9 年 9 月 2 6 日

品 川 区 議 会

平成29年 品川区議会区民委員会

日 時 平成29年 9月26日（火） 午前10時00分～午後0時16分

場 所 品川区議会 議会棟5階 第3委員会室

出席委員	委員長 本多健信君	副委員長 塚本よしひろ君
	委員 渡辺裕一君	委員 中塚亮君
	委員 木村けんご君	委員 藤原正則君
	委員 田中さやか君	

出席説明員	堀越地域振興部長	伊崎地域活動課長
	遠藤協働・国際担当課長	菅生活安全担当課長
	提坂戸籍住民課長	山崎商業・ものづくり課長
	安藤文化スポーツ振興部長	鈴木文化観光課長
	池田スポーツ推進課長	小川オリンピック・パラリンピック準備課長

○午前10時00分開会

○本多委員長

ただいまから、区民委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付しております審査・調査予定表のとおり、報告事項、所管事務調査、行政視察について、およびその他と進めてまいります。

また、理事者より追加提出のあった資料等を机上に配付しております。

本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしく申し上げます。

1 報告事項

平成28年度指定管理者による管理に対するモニタリング・評価の結果について

○本多委員長

初めに、予定表1の報告事項を聴取いたします。

平成28年度指定管理者による管理に対するモニタリング・評価の結果についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者より順次ご説明願います。

○山崎商業・ものづくり課長

平成28年度指定管理者による管理に対するモニタリング・評価の結果についてご報告させていただきます。

指定管理者のモニタリング・評価につきましては、品川区指定管理者制度活用にかかる基本方針に基づきまして、継続的に業務改善を行いまして、質の高い公共サービスを効率的に提供すること、また、公の施設の安全かつ適正な環境の確保を目的といたしまして、当指定管理者がPDCAに取り組むものでございます。

私からは、品川区立品川産業支援交流施設、通称SHIPのモニタリング結果をご報告させていただきます。

施設名称につきましては、先ほどのとおりでございます。指定管理者は、品川ビジネスクラブ、それからマグネットスタジオの共同事業体となっております。施設所管課は当課でございます。

それから、設置目的の欄でございます。こちらは、条例の1条をそのまま引用したものでございます。企業の事業の拡張および新たな事業の創出を支援し、ならびに企業間の交流を促進するとともに、区民の地域活動を推進し、もって区の地域産業の活性化を図るということでございます。

それから、次の欄でございます。指定管理業務の概要ということで、こちらも先ほどの設置条例の22条に規定されている内容を抜粋してございます。ご覧のとおり、(1)の産業施設の運営に関することから(5)の施設の維持および修繕に関するところでございます。その他、区長が特に必要と認めた事業も実際には含まれているところでございます。

それから、中段の欄でございます。事業報告書に添付した管理運営実績に関する統計情報等でございます。こちらのSHIPは、平成27年6月にオープンしておりますので、平成27年度の欄につきましては、当年の6月から3月までの10ヶ月の実績でございます。それから、昨年度の一番右側の平成28年度の数字につきましては、4月から3月までの12ヶ月の実績ということでございます。

平成28年度が一番最初の欄でございますホール稼働率(%)につきましては、施設の3階部分のブライトコアホールというところでございます。面積440㎡でございます。消防法上の定数は大体500名でございますが、スクール形式で机、椅子を並べますと、360名収容という規模でござい

ます。こちらの稼働は90.8%ということで、年間の稼働349日に対して、利用が317日ということではじいているところでございます。

それから、オフィス入居数の部分からは、4階の交流施設の部分ということでございます。3階はマグネットスタジオが中心に、4階がビジネスクラブということで、管理運営の区分けをして、連携しながらということになっているところです。オフィスにつきましては、16室満室でございます。

それから、ラウンジ会員数というところでは、会員の種別がございまして、法人の会員が54社、個人が66名ということで、トータルで120ということでございます。

その下、利用者満足度でございます。これは例年、利用者アンケートを徴している項目の中の1つで、ご利用いただいている施設やサービス全体の満足度はいかがかということで、全体の満足度を徴した集計で「非常に満足」あるいは「満足」それぞれ46.5%ずつだったということで、それぞれあわせまして93%という数字になっているものでございます。

それから、管理運営委託料のところは0になってございます。本施設は、指定管理者の直接収入になります利用料金制を採用している関係で、その下に2億3,200万円余の利用料金の収入があり、支出がその額よりも小さいということですので、区からの委託料については0という形で、平成28年度は決算をしたところでございます。

つづいて、総括の欄でございます。積極的に評価した事項でございますけれども、3階のブライトコアホールの稼働は、2年目の運営で当初60%を想定数字としておりましたが、指定管理者のマグネットスタジオですけれども、リピーター獲得のための積極的な営業により、昨年度よりも稼働率が更に高まったということでございます。

それから、その下の黒ポチのところでございます。これは、4階の交流スペースでございますけれども、多様な利用に供しているということもありまして、中には電話あるいはWi-Fiを供して、商談あるいは会議をするスカイプのソフトの音が気になるということで、そうした利用者の動向を踏まえて、施設内を目的別にゾーニングするなどして、禁止エリアなどを設定し、満足度を高めるような工夫をしたということでございます。

反面、改善が必要な事項ということで、とりわけ4階の部分につきましては、ソフト面の支援がまだ少し十分でないところが見受けられたということで、ここについては、産業振興事業、これはソフトの事業でございますけれども、そうした部分の充実が必要ではないかということでございます。

いろいろ創業支援の施設ですから、創業に関するアドバイス機能、あるいは交流を求める方のコーディネーター機能といったものがさらに充実すると、ハードの満足度の高さと相まって、非常に魅力的な施設になるのではないかとございまして。

そのことが一番下で、改善が必要とされた原因の分析および対応方針ということで、そうしたコーディネート、あるいはアドバイザーを施設に置いて、サービスを提供する指定管理者の人的資源の不足は、いろいろなスキルも含めて、区の産業支援策との連携も含めて、充実していく必要があるかなということ。それと、品川区では本施設以外にも、武蔵小山、あるいは西大井、天王洲といった他の創業支援センターなどで入居している企業の方々がございます。そうした交流の場としても、これからもう少し付加価値をつけるソフトの活動にしっかり支援を提供していく方向で対応方針としては考えているということでございます。

それから、裏面にまいりまして、評価の視点別のコメントということで、区民満足の視点でございます。先ほどの説明と重なるところもございまして、3階のホールにつきましては、そうした規模

のホールですので、1年前の予約が可能です。当該イベントが終わって、すぐに予約する、いわゆるリピート予約が非常に多くて、顧客満足度の高いサービスを提供しているということが言えます。

一方で、4階も、先ほどの本施設のもとと持っている立地の利便性でありますとか、設備面の充実といったところについては、当然会員制の施設ですから、一定程度施設の状況がわかって入ってくる人たちに満足度をとっています。そういう意味では、非常に満足度は高いのですが、先ほどの説明のソフト面の支援充実というところで、一層の充実が求められるのではないかと考えています。

それから、予算執行（財務）の視点でございます。先ほど、区の直接支出になる指定管理料が0ということで、いわゆる黒字経営を達成しているところは、非常に評価ができるところでございます。具体的には、光熱水費、あるいは修繕積立などが、当初に予算計上していたものよりも、いろいろ削減効果などがあった部分が科目としてはあったということ。それから、収入については、ブライトコアホールの高稼働を背景に、非常に伸びているということでございます。

それから、3のサービス向上および業務改善の視点でございます。こちら、ホールにつきましては、稼働が非常に高いのですが、例えば8月のお盆の時期などは、割引プラン、閑散期プランなど、いわゆる結婚式のような、同じ床でも借りる時期によっては値段が大分違うということがあります。公共施設で、区が直接徴していますと、そういう料金体系をなかなか柔軟にとれないところもありますが、本施設については、指定管理者のそうした視点で稼働を高める。少なくともそういう方向で、いろいろ割引プランも提供しているということでございます。

それから、2つ目の黒ポチは4階の部分でございます。交流スペースで、例えば法人登記をしている会員については、取引先からの荷物が届いたりすることがございます。そこで、宅急便の荷物を預かるサービスも始めたり、そのようなことで利用者への利便性の向上を図ったということで、これは非常に喜ばれております。

それから、最後になりますけれども、4の組織管理体制および業務の適正執行の視点ということでございます。本施設につきましては、一般財団法人のビジネスクラブと株式会社マグネットスタジオの共同事業体で、それぞれの強みを活かして、施設の適正な運営に供するという部分が一番肝になっております。両者間の適切な意思疎通を通じた連携と、そこに区がしっかり入りまして、いろいろやりとりをさせていただいているところでございます。

この表現が「区への利用者からの苦情・意見等は皆無である」と言うと、何もご意見もないのかなという表現になってしまって申し訳ないのですが、そういうことを区もしっかりやっておりますので、利用者から区に直接のご意見等はないのですが、指定管理者の中ではいろいろご意見があって、間接的にその情報、苦情やご意見も区として把握させていただいているという意味合いでございます。

○鈴木文化観光課長

私からは、品川区立総合区民会館と荏原平塚総合区民会館、この2件についてご報告させていただきます。

まず、品川区立総合区民会館きゅりあんでございます。指定管理者としては、公益財団法人品川文化振興事業団、所管課は文化観光課になります。

施設の設置目的としましては、区民の文化活動の促進およびコミュニティ活動の振興ということで、区の文化振興の中核を担う施設という位置づけになっております。

指定管理業務の概要でございますが、記載のとおり、一般貸出施設の運営、使用の承認・取り消し、利用料金の徴収、施設等の維持および修繕、その他区長が必要と認めた業務ということでお願いしてお

ります。

事業報告書に添付したものからの決算等の概要でございます。一覧の部分をご覧ください。利用可能日数に関しましては、7,214日ということで、これは延べ数でございます。多少の改修等の休館も含めて、この実績で推移しております。

また、利用率につきましても、平成28年度92.4%と、3年連続で90%を超えておりますので、利用率としてはかなり高い数字かと考えております。

利用回数につきましても、毎年伸びてきております。貸出の工夫の効果なども出ていていると考えております。

利用料金収入につきましても、毎年若干ずつ増加しているということで、良好・適切な管理、貸出しが行われていると認識しているところでございます。

総括の欄をご覧ください。障害者差別解消法の合理的配慮等の取り組みも開始しております。例として、UDサポートシステムといたしまして、聴覚障害のある方などへ大きなスクリーンで同時通訳のように文字を出したり、またそれを手元のスマートフォン等で見られるというシステムを導入しまして対応しているところでございます。

それから、2点目でございます。大ホール、小ホール、それからイベントホールにつきましても、従来は1日1団体の貸出しということで、使用時間にかかわらず1日1団体が占有していたものを、少し時間帯を分割しまして、コマ貸しのような形でお使いいただけるように改善したところ、稼働率および収益率が向上しているところでございます。

また、区民の方の利用については、区民優先の受付をしていることもありまして、全体の6割以上が区民、区内の方の利用ということで継続しております。

それと、備品関係です。大分老朽化したものも出てきましたので、諸室の椅子やテーブルについては、順次工夫をしながら、一括ではなくて、少しずつ部屋ごとに入れ替えるような形で、できるだけ早く対応しております。

改善事項でございます。区の文化芸術・スポーツ振興ビジョンに基づきまして、中核拠点として動いております。財団という組織の柔軟性や機動性という利点を活用して、さらに区民サービスの向上を積極的に図ることを期待しているところでございます。

また、施設は、建築後28年ということで、大分設備、施設本体も老朽化が進んでいるところでございます。よりよいサービス提供のためには、今後の改修、補修等が必要になりますので、現在既に関係団体、それから区内の関係課と協議を始めたところでございます。

次に、改善が必要とされた原因の分析と対応方針の欄でございます。施設改修全般でございますが、先ほど申し上げましたように老朽化が進んでいるところから、大井町再開発ビル管理組合、きゅりあんの建物の管理組合から株式会社品川都市整備公社に管理を委託しておりますので、その両者と、区の文化観光課や施設整備課、関係課と協議をして、改修工事を行っております。現在は、エレベーターについてまず改修しております。また、今後も計画的な修繕に向けて検討を進めているところでございます。

裏面をご覧ください、評価のところでございます。まず、区民満足の視点でございますが、平成28年度の利用者アンケートを集約したところ、受付窓口対応についても良いという反応、それから、窓口のサービス以外に、施設の状態、備品諸々の項目についても、不満の数は概ね1%以下ということで、かなり高い水準の満足度をいただいているところでございます。

また、災害時の対応についても、先ほど申し上げましたエレベーターの改修や、大ホールの階段の手

すりが片側だけだったのですが、暗い中で上り下りすると危険だということで、反対側の壁にも手すりを追加設置したりということで、バリアフリーの面でも今改善に努めているところでございます。

2の予算執行の視点でございます。まず、利用料収入につきましては、先ほど申し上げました大・小ホール、イベントホールのコマ貸し等の改善が効果を表わしておりまして、利用料収入が予算額に比べて7%増ということで、経営努力も効果を出してきております。

また、光熱水費等に関しましても、使用料の確認やいろいろな取組みによりまして、前年度比で17.2%削減を実現ということで、こちらはかなり、従来に加えて工夫なり努力をしていただいているところでございます。

3のサービス向上および業務改善のところでございます。先ほど申し上げました利用者アンケートや、実施した事業ごとでもアンケートをいただいております。その中で、ニーズの把握や改善策のヒント等を拾い上げながら取り組んでおります。アンケート調査で、特に具体的な要望や指摘があったことについてですが、窓口や舞台の委託業者に係るものについては、業者にも伝えながら、また定例的な打ち合わせをしながら、少しでも質の高い対応が維持できるように取り組んでおります。

また、利用者の方から多く要望があった項目で無料W i - F i というものがございました。館内でW i - F i が使えるようにしてほしいという要望も多かったことから、それへの対応。それから、このW i - F i については、先ほど申し上げたUDトークを会議室でも使えるということです。また、マイク等消耗品についても、会館の担当者と文化観光課で適宜調整をしながら、買替え等を行っております。

最後に、組織管理体制と業務の適正執行の視点でございます。専門性や効率化の観点、特に舞台の運営や照明、音響等、専門性の必要な業務については、適正な委託、人員配置が行われております。再委託先との打ち合わせについても、定例的に開催することで情報の共有化や利用者の方の声への反応も行っているところでございます。

あと、利用者の方の安全確保についてでございますが、施設のある大井町の再開発ビルの関係者による合同防災訓練なども行われるところで、施設全体ではほかのテナントで入られているところも含めて、連携しながら取り組んでいるところでございます。

以上を踏まえまして、経営会議における評価結果は記載のとおりです。引き続き、利用料収入の増加や経営努力を継続、また、ニーズの把握や改善への対応ということで、利用者満足度をさらに向上させることという指示をいただいているところでございます。

続きまして、品川区立荏原平塚総合区民会館スクエア荏原についてご報告いたします。

指定管理者は、公益財団法人品川文化振興事業団でございます。所管課は文化観光課になります。

設置目的でございますが、区民の文化芸術活動およびスポーツ活動の促進、それからコミュニティ活動の振興を図るということで、きゅりあんとは少し性質が違いまして、文化だけではなくスポーツ活動、それから、もともとが区立の小学校だったこともありまして、地域の方とのコミュニティ活動についても関わりを持つ施設となっております。

指定管理業務の概要でございますが、5項目、施設の運営、文化芸術活動およびスポーツ活動に係る事業の運営、会館の施設設備等の使用の承認・取り消し、利用料金の徴収、施設等の維持・修繕に関することとなっております。

事業報告書に添付しました管理運営実績等でございます。利用者数につきましては、まだ新しい施設ではございますが順調に伸びておりまして、地域の認識、知名度も上がってきているところでございます。利用件数、利用率についても、若干ながら向上しております。

また、指定管理料についても、一応、平成27年、平成28年は安定をして、施設が3年目に入りましたので、ほぼ基本的な管理業務について、状態が安定してきたところでございます。

総括の欄をご覧ください。積極的に評価した事項でございます。授乳室の設置、観客席を利用される団体のスタッフの連絡のためのインカム増設など、利用者の声を反映して対応したところでございます。

また、安全面の対応でございますが、2階のアリーナの部分に階段があるのですが、階段の脇に手すりのない高さのあるスペースがありまして、小さなお子さんがそこに入ると、転落の危険があるということで、そこに安全柵を設置したり、入口の自動ドアの引き戸の部分にすき間があるために、子どもがそこに入るとドアに挟まれる可能性もあるということで、そのところも防止のパネルを設置するなど、きめ細かい対応をしているところでございます。

それから、館内サインなどにも対応することで、利用者の方の利便向上を図っております。

また、先ほど申し上げましたように、以前の小学校のときからその場所を使っている団体や、近隣との連携の事業もでございます。平成28年度に関しても、商店街との連携など、地域に溶け込んだ運営について努力をしているところでございます。

なお、改善が必要な事項でございます。スクエア荏原の存在は大分浸透してきているのですが、まだ新しい要望をいただいたり、地域での事業としての利用についてのお申し出などもあります。今後も一層、地域の利用者や町会の皆さんとの連携を強めていくことが重要であると考えております。

裏面をご覧ください。改善が必要とされた原因の分析と対応でございます。アンケート調査を継続してとっておりますので、そこでの利用者ニーズの把握、それから新しい課題への対応もしっかりとやるようにということで、何か大きな項目があればすぐに所管課にも連絡が来まして、協議をしながら対応していくことで、満足度の向上やリピート率の向上などについてもしっかりとやっていきたいと考えております。

評価の視点でございます。1の区民満足の視点でございます。スクエア荏原で開催されております文化振興事業団の事業も大分近隣の方に定着しておりまして、荏原地区の文化施設、事業施設としては、利用も大分上がってきております。

また、区の区民芸術祭との連携も行っているところでございますので、より区民の方が利用しやすい事業や親しまれる事業について継続することで、チケットの販売等にも貢献しているところでございます。

それから、先ほど申し上げました、もともと小学校であったことから地域の施設というイメージがかなり強い施設でございます。そのような中でも、アンケート結果などでは満足度が大分アップしてきておりますので、今後も高い満足度の維持、また更なる向上を図りたいというところでございます。

2の予算執行の視点でございます。利用料収入については予算額を上回っていることから、区への指定管理料の返還をいただいております。区への事業での貢献と経費面での貢献ということで協力いただいているところでございます。

また、支出についてでございますが、利用者アンケートの要望などもありまして、安全面やサービス向上につながる改修工事も行っていることから、適正な執行がされていると考えております。

3のサービス向上と業務改善の視点でございます。まずは、毎月の運営会議で各部門の担当者の情報共有や利用者の声の反映など、調整を行っているところであります。快適な利用のための対応は比較的しっかりと行われていると考えております。また、利用する方、特にホールのように音響や照明の対応が必要なところは、きめ細やかな打ち合わせを館の職員側とやっておりますので、今後もいろいろなニーズに対応することで、さらに使っていただける施設になることを期待しております。

4の組織管理体制と業務適正執行の視点でございます。人員的には、再委託も含めて、適切な人員配置を行っていただいております。それと、もともと小学校で避難所の機能がありましたので、スクエア荏原になってからも、帰宅困難者のための食料の備蓄や施設としての防災訓練、地域の避難所連絡会議の開催の事務局の機能も担っていただいております。

あとは、窓口、保守等、各部門の定期的な運営会議によりまして、改善点の情報や今後の対応の工夫について話し合いをしておりますので、現在、安全な施設運営が行われていると認識しております。

最後に経営会議における評価でございます。区民の文化芸術・スポーツ活動についても交流の拠点となっております。また、地域の方の事業、イベントの利用もありますので、引き続き利用率の向上、また利用者満足の強化に努めてまいりたいところでございます。

○池田スポーツ推進課長

私からは、区立体育館におけます指定管理のモニタリング評価結果についてご報告させていただきます。資料をご覧くださいませ。

施設名称は、品川区立体育館。これは戸越体育館と総合体育館が一緒でございます。指定管理者は、公益財団法人品川区スポーツ協会でございます。

設置目的、指定管理業務については、記載のとおりでございます。

事業報告に対する収支決算の実績については、このような形になってございます。利用率につきましては、80.4%でございます。

総括でございます。総合体育館は、区の総合的なスポーツ施設としての機能が最大限発揮できるような運営が図られており、具体的には、その多様なスポーツ教室や障害者教室、子どもから高齢者に至る各世代に対応した事業を行って、区民の健康志向に応じたトレーニング施設を活用したフィットネス系のプログラムなど、公益性の高い事業が実施されているところでございます。戸越体育館におきましては、地域の身近なスポーツ施設として区民に親しまれるような運営が図られております。

今後も区民の皆様のスポーツに対する感心の高まりに的確に応えるため、利用者の意見等を活用して、新たな事業の企画や需要が見込めない事業の縮小・見直し等を行いながら、より質の高いサービス提供と効率的・効果的な運営を図っていくことが一層求められているところでございます。

改善が必要とされた原因の分析および対応方針でございます。利用者や参加者からの意見・要望等を聞き、より質の高いサービスの提供や事業運営につながるような対応をとる必要がございます。また、体育館事業のPRを図るため、ホームページを多言語対応、スマホ対応にリニューアルしましたが、引き続き体育館事業のPRを行うほか、区民ニーズにマッチした魅力的なプログラムを提供していく必要がございます。

裏面でございます。区民満足の視点です。危機管理体制や緊急時対応のマニュアル構築と利用者の安全確保に努めているほか、「要望意見箱」の設置、団体貸し切り利用報告書に「館へのご意見」欄を設けるなど、利用者の声を重視する運営を心がけているところでございます。

また、事務局と受付事業者とのミーティングを定期的に行い、情報交換、情報の共有化が図られ、問い合わせ等、電話のたらい回しを極力抑えるようにしているところでございます。

そのほか、各事業を担当するスポーツ指導者との連絡日誌によりまして、現場の声の把握に努めることで、利用者ニーズに応えたサービスの向上につながっております。

2の予算執行の視点でございます。支出につきましては、体育の日記念事業やオリンピック・パラリンピックの機運醸成事業を拡充し実施するなど、計画しました事業を全て円滑に執行されております。

収入につきましては、利用者数、利用料収入ともに増となっております。

3のサービス向上および業務改善の視点でございます。利用者・参加者からの意見や要望を改善可能なものは受け入れまして、質の高いサービス等に役立てるなど、常にサービス向上を念頭に置いて取り組んでいるところでございます。区民まつりなどのイベントへの参加や、協会のホームページを活用いたしまして、協会事業やオリンピック・パラリンピックの周知活動等のPRにも積極的に努めているところでございます。

4の組織管理体制および業務の適正執行の視点でございます。法令等の遵守、必要人員の確保、公益事業としての視点からの事業執行、適正な執行が図られる体制づくりのほか、日野学園と連携して防災訓練を実施するなど、区立体育館の危機管理マニュアルが整備されております。そして、スポーツ協会・日野学園・施設維持管理事業者・受付事業者の4者で、毎月定例的に施設連絡会を開くなど、課題や情報の共有が図られているところでございます。

そして、平成28年度より立ち上がりましたスポーツ協会に加盟する団体・協会等によるオリンピック・パラリンピック機運醸成部会を中心に、東京2020大会に向けた各種の周知活動を行い、スポーツ協会の結束力が一層高まっているところでございます。

最後に、経営会議における評価でございます。本シートの総括のとおり、引き続き、利用者や参加者からの意見・要望等を聞き取り、より良いサービスの提供に努めること。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、機運醸成を図るとともに、スポーツへの関心の高まりに的確に答えていくこととなっております。

○本多委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○中塚委員

私からは、昨年に引き続き、天下りについて率直に伺いたいと思います。チェックする側とされる側で、現在の課長が元課長や元部長など、公務員としては先輩に当たる人を適切にモニタリング評価、PDCAに取り組むことができるのかということです。私は区民の理解は得られないと思うのですが、それは昨年言ったとおりなのですか。

まず、人数について把握しているのかを伺いたいのですが、指定管理者である品川ビジネスクラブ・マグネットスタジオ共同事業体と公益財団法人品川文化振興事業団、それと公益財団法人品川区スポーツ協会、それぞれ品川区からの天下りは現在何人在籍しているのか。まず、人数を伺いたいと思います。

○山崎商業・ものづくり課長

区のOB職員という捉え方でございますけれども、1名でございます。

○鈴木文化観光課長

文化振興事業団につきましては、ご質問にあった管理職ということで言えば、4名でございます。

○池田スポーツ推進課長

スポーツ協会におきましては、区のOB職員ということに関しましては、8人ということでございます。管理するところでは、非常勤、常勤含めての数字でございます。

○中塚委員

それぞれ1人、4人、8人と、管理職のOBということによろしいのでしょうか、確認させていただきたいのですけれども。

○池田スポーツ推進課長

大変申し訳ございません、管理職ということでございますと、2人でございます。

○中塚委員

改めて、管理職のOBという枠組みでは、1人、4人、2人というわけになるわけですね。区としてはこれをどう考えていらっしゃるのか。今日は、モニタリング評価の結果についての報告ということで、区はチェックをして議会に報告する立場にあるわけですがけれども、天下りは区にとって有効、連携がとりやすいと思っているのか。私は、区民の理解も得られないし、やめるべきだと思うのですがけれども、その点いかがでしょうか。

2つの部と3つの課に分かれているので、誰にまとめてその考えを聞いたらいいか聞きにくいので、3つの課それぞれに伺いたいと思います。

○本多委員長

そうですね、それぞれの指定管理者についてというよりはあり方だと思いますので、代表して答弁を。

○堀越地域振興部長

OB職員の関係でございます。OBの職員ということで、例えばビジネスクラブの場合ですと、一般財団法人という形。それから、所管は文化スポーツ振興部になりますけれども、文化振興事業団それからスポーツ協会ですと公益財団法人という形になりまして、一定、公益的な仕事。一般財団法人のビジネスクラブも産業振興という公益的な仕事をしていますので、いろいろな区内の関係団体との調整といったことに関しまして、区での経験を活かすということで、団体のほうで採用していると認識しております。特に今ご指摘のあったような天下り云々とは認識してございません。そういった今までの経験を活かしていろいろな調整をするということで、その経験を活かしていると思ってございます。

それから、1つは財団の中でのいろいろな理事会、評議員会等の機関決定、それから議会へのご報告等、そういった場面できちんとチェック機能は果たしていると思っておりますので、そういう意味で、区とも必要な連携を図りつつ、しっかりとやっていくということが必要だと思います。

ですから、指定管理に関しましても、こういったご報告をさせていただく中で、ご意見を伺って、いろいろな運営の中に活かしていきたいと考えているところでございます。

○中塚委員

今のご答弁ですと、区の現職のときの経験を活かすと、また必要な連携をとる必要があるというご説明がありましたけれども、チェックをする側とされる側がもともと管理職だったり、先輩に当たる元課長だったり、元部長だったりというのは、やはり区民からすると、しっかりチェック機能が働いているのか、そこに問題は起きないのか、区民の理解は得られないと私は思います。

改めて伺いたいのですが、例えば公益財団法人は公益性が高く、独立性も高い。こういうところに区の管理職のOBがいるというのは、公益財団法人の趣旨に照らしても私は疑問が残るのですが、その点いかがかというのが1つ。

もう一つは、やはり区としても天下りを規制するルール化が必要だと思うのですが、このルールはあるのか。いわゆる地方公務員の天下りについて、何らかのルール化があるのか。今日は契約案件とは少し違いまして、あくまで指定管理者制度という枠の中ではありますけれども、地方公務員の天下りについて、何らかのルールはあるのかないのか。そこもご説明いただきたいと思います。

○安藤文化スポーツ振興部長

前段の公益財団法人についてのご質問ですが、文化振興事業団とスポーツ協会は公益財団法人という

ことになっています。公益法人の法人三法に基づいて設立をしました。それで、公益法人については、人事、財務、会計も全て非常に厳しくて、毎年所管の、品川で言うと東京都なのですがけれども、そちらに報告を出したり、財務については区民が閲覧するために一定期間出しています。

そして一番重要なのは、評議員もこの法律で非常に厳しく変わりました。評議員が全て人事を握ったり、財務を握ったりしています。決算もそうです。そういうことで、公益法人独自に理事会等を行って、しっかりコンプライアンスと申しましょうか、法令順守のもとに運営しているということで、それで問題ないと考えてございます。

○堀越地域振興部長

本日は指定管理のモニタリング・評価結果の報告でございまして、私どもで何かルール化等について答える立場にはございませんので、なかなか難しいということになりますけれども、ただいま部長が答弁しまして、私も先ほど答弁いたしましたとおり、機関の運営に当たっては、理事会、評議員会等を経て、しっかりとチェックを果たして運営されているということでございます。そういった意味で、適切かつ公正に運営されていると認識しているところでございます。

○中塚委員

予算委員会や決算委員会の場合ではないので、ルール化のところは答えにくい部分もあるのかなと思います。いずれにしても、地方公務員の天下りについては、私は規制が必要だと思います。

先ほどスポーツ協会の話がありまして、私もスポーツ協会の評議員をやっているのです。先日、出席もさせていただきまされたけれども、そこに人事案件はなかったと思います。年間の決算と予算についての中身であって、そこは少し違うのではないのかなと思いますので、改めてお伺いしたいと思います。

いずれにしても、チェックする側とされる側が、このような関係が続いているというのは問題だと思いますので、この点は改善を要望したいと思います。

○安藤文化スポーツ振興部長

理事会の理事については、評議員が決定するという決まりになっています。それと、決算と人事の理事のほうです。

○藤原委員

まず、ビジネスクラブのほうをお伺いします。指定管理業務の中で(5)まで書いてあり、先ほどもう1つ、その他区長が必要と認める業務というものがあります。それならば、業務の1つなので(6)として書けばいいではないですか。書かなかった理由、もしくは区長の業務というのは実質上ないのか、その理由についてお伺いしたい。

それと、文化振興事業団で、きゅりあんのほうは、その他区長が必要と認める業務と書いてあって、スクエア荏原のほうには書いていないということは、スクエア荏原の中には、その他区長が必要と認めた業務は入っていないのか。

それと、スポーツ協会も書いていないから、その他区長が必要と認めた業務は入っていないのですかという質問。

あと、スポーツ協会の総括の改善が必要な事項で、需要が低くなった事業の縮小・廃止を行い、と言うのですがけれども、縮小・廃止を行うのだから、もう需要が低くなった事業というのは具体的にあるのか教えてください。

それと、数字的にはすごく評価します。特にビジネスクラブをお伺いしたいのですがけれども、本当に数字的に素晴らしいと評価します。私も区民委員会が長いのですがけれども、この案件が出たときに、正

直言ってここまで行くのかなという思いがありました。その中で、他自治体から、この事業に関しての、いわゆる視察状況はどうなっているのか教えていただけますか。

そしてもう一点ですが、指定管理者だけれども、区との協働でしていきますということが、書いてあったか、ご説明の中にあったのです。その中で今、商業・ものづくり課になっていますけれども、前年度までもう一つ担当の課があったではないですか。今は課長お一人でされていますけれども、そのもう一つの担当している課がなくなって、たしか五反田に課長が行かれていますよね。その指定管理者に入っているわけではないですけれども、協働という意味で、区からお一人課長職が、課がなくなってこちらに行っているわけです、これだけで行っているわけではないと思うのですけれども。その評価と言いますか、私はそういう意味で効果があったと思うのですが、その辺についても教えていただけますか。

○山崎商業・ものづくり課長

まず、ご質問の冒頭にございました、指定管理業務の概要。SHIPでは、(1)から(5)にプラスして、その他区長が特に必要と認めた業務というものもございます。概要ということですので、特に必要と認めた業務がある場合と、ない場合というところもありました。その記載は、条例22条から引用したのですが、表記上省略させていただいたものを、先ほど口頭で補足したところをございます。

その意味合いが、施設の管理をしていただくとか、利用者の満足度を上げていただくような部分につきましては、開設以来3年目になってございますが、これは常時取り組んでいただく部分でございます。

それから、その他区長がと申しますのは、1年目は開設が6月で、まずは順調に開設期を乗り切っていく時期であったり、今年はまだ3年目ですので、先ほど来、フェーズとしては、ソフトの事業も充実する時期に来ているだろうということです。それで区が、例えば創業支援の支援メニューで、このような方面をやってほしいとか、あるいは同時に、武蔵小山創業支援センターでは女性の創業支援などに取り組んでおりますので、そことさらに付加価値を高めるような工夫した事業を行うことが時々ありますので、そのようなことが(6)の区長が特にというようなことであります。

それから他自治体からの視察状況は、非常に自治体も含め、あるいは議会方面の視察など、多岐にわたってご視察をいただいて、いろいろ資するところで、指定管理者のビジネスクラブがきっちり対応していただいております。

それから昨年、私どもの組織上、産業活性化担当課長がおります。それは、課というよりも、商業・ものづくり課のところで、私が全体を所掌しておりましたけれども、産業活性化担当がものづくり支援をメインに所掌するような事務分担を行っていたということで、課の組織とすれば、もともと1つで変わりはございません。

それで、活性化担当が今、あちらの組織の次長という職で、ビジネスクラブに派遣という形になっております。一方で、区では、地域振興部の副参事という身分も有しながらということで、その立場上は、区と指定管理者の連携をよりスムーズにする関係で、配置替えをしたと言いますか、そういったことをございますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

それで、効果としましては、区とビジネスクラブの有意義な話し合いにつきましては、昨年までも定例的なものも含めて密にしていたところですので、そうした立場の課長職が常時あちらの施設にいたり、場合によっては区にも戻って、席はありますので、そういう意味でインターフェースをより強固にさせていただいているところで、効果は出ているとご理解を賜ればと思っております。

○鈴木文化観光課長

文化振興事業団の、その他区長が認めた業務についての部分でございます。

まず、きゅりあんは、基本的には文化振興のための文化施設の貸出施設でございます。単一の目的の施設であるということと、複合ビルで民間のテナントも入っているということから、基本的には指定管理業務というのは、ここに記載のとおり施設の運営や管理業務でございます。ただ、文化振興の施設ということで、区の文化振興事業、政策等と連携するような場合には、その他区長が必要と認めた業務ということで、連携の業務をお願いする場合がありますので入っております。

それからスクエア荏原のほうでございますが、こちらは逆に、先ほどもご説明いたしましたように、基本的には文化、スポーツ、それともとも地域の方の利用がある施設だったので、その部分は担保するというので、実はこの業務の種類には出てこないのですが、実際の指定管理業務の仕様の中には、防災施設、避難所としての機能と、町会や商店街、地域との連携等、複数の項目を具体的に規定しておりますので、その他という項目になっていないので、表記の違いがあるということでございます。

○池田スポーツ推進課長

総合体育館の指定管理業務の概要の、その他区長が認めるものというところでございます。あくまでも、こちらにつきましては、指定管理としてやる業務は何かというところで記載されているものでございます。かといって、区長が認めた業務がやられていないかということになりますと、こちらは区と連携して行っております。実際のところは、指定管理業務の概要としましては、特に区長が認めたものということではなく、区と連携した形でやることはございますけれども、こちらの総括にはそういった形で載せていないということです。

つづいて、事業の縮小・廃止というところでございます。改善が必要な事項の部分でございますが、今年度につきましては、特に縮小・廃止したものはございません。ただ、実際のところ、こういったものについても、きちんと把握するようということになっております。

○藤原委員

改善が必要な事項と書いてあって、新たな事業の企画や需要が低くなった事業の縮小・廃止を行うということは、需要が低くなった事業があれば、縮小・廃止を行うという意味ですよねという確認。でも、今はないのですよということでもいいのですねという確認。

それと、地域振興部長にお伺いしたいのですけれども、あえて伺いますが、ビジネスクラブの利用率はすばらしいではないですか。限りなく100%に近いほうがいいのですけれども、ここで私はすばらしいと思っているのです。事業という形で、いろいろな意味で区の施策があると思いますが、このような形態で施策等を判断していく中で、私は区民で、区外の方も利用するのですけれども、利用率はとても大事だと思っているのです。利用してくれるということは評価されているということでイコールだと私は思っているのです。その施策に対する利用率の評価を部長としてはどう考えているのか、その辺についてお伺いさせてください。

○池田スポーツ推進課長

今の委員からのご指摘のとおりでございますが、需要の低くなったものについては縮小という形になりまして、平成28年度につきましては、前段の部分で、新たな事業といたしまして、かけっこ教室や子ども向けの教室などいろいろなことをやっております、事業自体は区民の方に喜んでいただける形でどんどん増えている状況でございます。

○堀越地域振興部長

今ご質問いただいた利用率の面でございます。資料にございますが、ホールの稼働率が非常に高いと

ということで、あちらの立地を活かしたホールのご利用という意味で、収益的にも非常にいいですし、この部分については私としてもすごく施策的にいい評価を持っています。

ただ一方で、産業支援交流施設でございますので、もう一方のソフト面の充実が非常に必要になってくると思っております。その辺りも、積極的に評価した事項、総括欄に書いてありまして、改善が必要な事項、ソフト面についてもしっかりとした充実が求められると、評価といたしますか、改善が必要なのところも含めて、私としてそのような印象を持っております。その部分について、区として指定管理者であるビジネスクラブ・マグネットスタジオ共同事業体にしっかりと申し入れをして、産業振興という意味で、もう少しこの施設を利用して、ソフトを充実させて、産業の活性化を図れるような事業をしっかりとやっていただきたいと思っております。

ですので、まとめますと2点あって、貸しホールとしての評価は非常に高いということ。それから産業振興の施策をどう打っていくかという部分については、区からもしっかりと申すことは申して、かつ連携するところは連携してやっていきたいと思っております。

○藤原委員

私の質問の仕方が違ってしまったのかもしれないのですが、そういう答弁だったら、個別の指定管理者なので、課長からも答弁いただけたと思うのです。あえて部長に伺ったのは、部長はいろいろな課の部長ですから、そういう意味において、ここの本題と少しずれてしまうかもしれないのですが、利用率の数字が区民に評価されている。区民以外で利用されている方もいますが、この利用率という数字は、評価されているのだよととるのかということなのです。

つまり何が言いたいかということ、利用率が評価されているのだということがベースにあるならば、今日の本題と少しずれてしまうかもしれないけれども、部長はいろいろな課をお持ちであって、いろいろな課において、利用率というものが出てくる事業があるわけではないですか。だから、利用率で評価するのであるならば、利用率が低い事業に関しては、部長としてどう考えていくのかということも答弁いただきたいのです。私の質問の仕方が、ビジネスという形で入ってしまったのですが、あえて部長に利用率の評価をどう考えていくのかと。

それで、もう一つ新しく質問をするならば、利用率があまりよくない事業に関しても、今日の本題とは違うかもしれないけれども、どう考えていくのかということをお答えいただければ幸いです。

○堀越地域振興部長

私がちゃんと解釈できているかどうかということはあるのですが、まず、基本的には、指定管理施設の場合では、利用率を1つの指標にするということが基本だと思いますので、それをしっかりと見ていく必要があると思います。ただ、その中で、利用されている方の満足度がどうなのかということも見ていかなければいけませんし、指定管理以外の事業ということになりますと、利用率は低いけれども、求めている方がいらっちゃって、非常に必要とされている事業もあると思います。個々の事情に応じて判断していく必要があると思います。

また、答えになっていないかもしれないのですが、そういう意味で言えば、指定管理の施設としては、きゅりあんもそうですけれども、非常に利用率が高いという数字の結果が出ておりますので、基本的にはこれは非常にいい結果が出ていると思っております。

そのほかのところでは、利用率が低いところはやはり利用率を上げていくという観点が必要ですし、中身の利用の満足度やご要望などをしっかりと聞いていくというのが、利用率以外の部分を見ていくことも非常に大事ではないかなと思っております。

○塚本副委員長

スクエア荏原なのですけれども、予算執行の視点ということで、区からの指定管理料の返還につながった、予算額が余りましたということで、これは平成28年度だけではなくて、平成27年度や平成26年度もそうだったのか。平成28年度になって、そういうことに至ったということなのかということを確認したいです。

○鈴木文化観光課長

スクエア荏原に関して、指定管理料の返還についてです。もともと最初から指定管理者制度を導入して指定した時点で、効率的な運営や工夫により利潤が出た場合には、区への協力ということで還元をするというのが文化振興事業団側からの提案でございましたので、基本的には、毎年少し余裕が出た場合には、返還というのは継続しております。

すみません、今、手元に資料がないので具体的な額はお答えできませんが、毎年度、余裕が出た場合には返還ということでお願いしているところでございます。

○塚本副委員長

その上で、指定管理料の返還というか、利用料が当初よりも上回っているというところがあるのだと思うのです。それに対して、指定管理料の返還になるのか、あるいは利用料を下げるという考え方も、運営の中ではあるのではないかとと思うのです。利用料を下げるのか、指定管理料を返すのか、文化振興事業団との話し合いの中でそのようになっているという前提だと思いますが、使用料に対して下げているみたいな考え方は出てくる部分はどうか考えておられるのかお願いいたします。

○鈴木文化観光課長

まず、指定管理料でございますが、これは最初に提案いただいたときに、予定する5年間の毎年の指定管理料の提案をいただいておりますので、基本的にはその額になります。

それで、区への協力の場合には、指定管理料の余りというよりは、必要な経費を使った上で、場合によっては余る場合もありますが、予想以上の使用料収入等の利益が上がった場合がございます。それから、使用料自体の額については基本的には条例で定めている額でございますので、単年度で利潤が出たのでそれを使用料を下げる場所に還付するという仕組みにはなっていないところでございます。

○本多委員長

よろしいですか。ほかになければ、以上で報告事項を終了いたします。

2 所管事務調査

都市型観光について

～宿泊を含めた滞在型・体験型観光～

○本多委員長

次に、予定表2の所管事務調査を議題に供します。

本日は、都市型観光のうち、宿泊を含めた滞在型・体験型の観光についての視点でご説明をいただき、区の現状や制度の状況についての理解を深めた上で、来月の行政視察のことも視野に入れつつ、調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

本件につきまして、理事者からご説明願います。

○鈴木文化観光課長

それでは、お手元にご用意しました「宿泊を含めた滞在型・体験型観光について」という資料をご覧

ください。こちらの資料は、今回、正副委員長からご指示をいただきまして、所管事務調査として、タイトルどおりの状況についてまとめた資料でございます。

区では平成27年度末に、最近の来日外国人の増加、2020東京オリンピック・パラリンピック大会の開催を踏まえまして「品川区都市型観光プラン」を策定しております。それに沿いまして、品川区の観光振興協議会の設置、そこでいろいろご検討いただく中で、観光振興事業を総合的、戦略的に展開しているところでございます。本日は、その中で指示のありました滞在型・体験型観光についてまとめてございます。

まず、1. 区内の宿泊施設の状況でございます。(1)区内の宿泊施設でございますが、これは昨年12月1日現在、国の調査の資料をもとにしております。①区内のホテル・旅館等の宿泊施設は48施設ございます。全体の収容人員の合計は1万1,947人となっております。

また、②宿泊施設に関する関係団体でございますが、推奨の宿、これはしながわ観光協会に所属しています宿泊関係の方たちの宿が12施設。それから、それとは別に、品川区ホテル旅館組合という組合がありまして、そちらに加盟している者が25施設というのが現状でございます。

なお、推奨の宿とホテル旅館組合両方に加入している施設、また、どちらにも加入していない施設もございまして、これはあくまで48施設の中の内訳ということでございます。

(2)宿泊状況でございます。こちらは平成28年3月末現在ということで、観光庁の統計の調査に基づく数字でございます。①総宿泊数は、延べで188万泊ほどになっております。それから、②客室稼働率も、年度全体の平均で90.3%ということで、年間180万人の方が延べでいらしている上に、稼働率が90.3%ということでございまして、施設の許容量としてはあまり余裕がなくなっているというぐらいの稼働率になっております。

(3)その他の項目でございます。まず、①外国人宿泊者の割合ですが、昨年と同じ観光庁の調査で、大体10%程度、1割ぐらいが外国人の方の宿泊になっております。

それから、もう一つは②問屋場といたしまして、北品川に開設してある観光案内施設でございますが、そちらではもう少し詳細な内訳を調査・把握しておりますので、その数字で申し上げます。海外からの来訪者の国別の割合が、ヨーロッパ圏が31%、アメリカが19%、アジア（中国、韓国、台湾以外）でございますが15%、韓国が6%、中国が7%、台湾が6%と、かなりいろいろな方面からの来訪者が、今増加の傾向があるというところでございます。

次に、2. 滞在型観光でございます。まず、この滞在型観光でございますが、区の都市型観光プランでは滞在型観光という表記はしておりませんが、実際には(1)にありますように、出張や会議などのビジネス、大型観光地に行くときの中継地という短期的な滞在のときに、品川区内で空いている時間を利用して観光スポットを回るといったイメージを想定しております。

それについて、(2)必要な対応でございますが、1つは短期的な滞在施設における観光情報、どの場所が観光スポットであるかとか、交通手段などの情報について、推奨するモデルコースなども含めて、情報提供がまず重要でございます。

また、それに関しては、宿泊施設との連携による情報発信、PRが必要でございますので、これは観光振興協議会で推奨の宿や組合にお話しして、今協力をいただいて、窓口やフロント等に情報発信の冊子を置いていただくような取組みが始まったところでございます。

ページをおめくりいただきまして、(3)でございます。今申し上げたようなことを踏まえて、現在の取り組み事例でございます。まずは、区のホームページやシティプロモーション担当と連携して、F a c

e b o o k、観光協会のホームページやSNS、最近、若い方の活用の度合いが上がっている手法をとりまして、観光情報の発信やPRを行っているところでございます。

それから、いつ短期的な滞在をされても品川区を楽しんでいただけるように、昨年ご報告いたしました『しながわ旅本』の中に、年間の主な行事のイベントの予定表、それから3ヶ月ごとに差し込みのページを変えまして、今日、何がどこで具体的にあるかという日々のイベントカレンダーによる情報提供も、今、行っているところでございます。

あと、先ほどの『しながわ旅本』や各種のパンフレットやマップ、そのようなものを使って、ホテルや関係施設における配布、PRなども行っているところでございます。

次に、3. 体験型観光についてでございます。まずは、(1)想定されるパターンですが、こちらは、来訪者の方が帰国前や主要目的地への移動などの合間、これも短期的滞在を含むものですが、そのときに区内の観光スポットや商店街、神社、日本文化など、ただ見るだけではなく実際に体験をしていただく、そういう観光のパターンが最近注目されておりますので、区でも今それについて取り組んでいるところでございます。

例としましては、区でそのような資源があります、例えば戸越銀座で食べ歩きをして、瓦割りや巫女の体験、または御朱印めぐりのようなものも、コンテンツとしては区で連携を始めているところでございます。

それから(2)必要な対応でございます。ツアーについては、現在のところはまだ、情報提供と、区でモデル的なツアーを組んでいるという段階でございますが、将来的には、申込みや様々な手配等の予約手続きを旅行会社などで一括して行えるようになることで本格的に継続できるツアーとなってまいりますので、今後は観光協議会でもそのようなところもご意見をいただきながら取り組みたいと考えております。

具体的に必要なこととしては、やはり多言語対応のガイド。こちらは、通訳だけではなくて、地域のスポットや歴史的な背景の知識も必要になりますので、この辺はやはり養成にかなり力を注ぐ必要があるかと考えております。

それからお店や施設等の受け入れ環境の整備でございます。こちら、せつかく外国の方も含めて来訪者が増えても、受け入れ体制が整っていないと、あまりリピーターも増えないというところもあります。これも関係施設や団体にお声かけをして、今、相談を始めたところでございます。

それから、品川区観光振興協議会、情報発信の拠点となります観光協会との連携体制も、もう構築はできているのですが、さらに強化していく必要があるというところを今考えております。

(3)現在の取り組み事例でございます。①として、今年度初めて実施したツアーになりますが、ゲストハウス発着のウォーキングツアーを実施しました。これは実は、昨年度の区の職員の提案制度というものがございまして、そこで提案があったものを区として採択しまして、ゲストハウスに委託をお願いして実施したのになります。ツアーの概要としては、外国人旅行者や日本人旅行者を対象に、盆踊りや夏祭り、お茶のような体験をするものを組み込んだツアーを実施しております。

それから②外国人向け日本文化体験めぐりでございます。こちらは、先ほどお話にありました体験ツアーをメインに組んだものでございまして、外国人または外国人のおもてなしに興味ある日本人、これは将来的にガイドになっていただける可能性のある方を対象に、伝統日本文化を体験したり、鑑賞しながらめぐるイベントでございます。これは、7月23日に実施したところでございます。

それと③、外国人の方に体験ツアーを用意しても、まずは関心を持って情報をとっていただかないと

来ていただけませんので、インバウンド、外国人向けのPR動画も今年度作成いたしました。区内の5ヶ所を紹介する1分間の短編の動画をつくりまして、これを国内の有線放送が入っているホテル、それから外国ではディスカバリーチャンネルのネットワークで、アジア圏を中心に15カ国で放送していただきまして、品川区のPRを行っているところでございます。

最後に、4. 民泊制度の状況についてご説明いたします。民泊につきましては、現在、国や都でも取り組み、検討がされているところでございますので、現時点で区としては、情報収集や今後の対応に備えているという状況でございます。

まず、(1)国の検討状況ですが、国土交通省の観光庁が中心となりまして関係省庁で、住宅宿泊事業法、新しくできた、いわゆる民泊に関する法律でございますが、来年の施行に向けまして、今、政省令やガイドライン等の規定整備について検討しているところでございます。先日、9月8日には、関係自治体の連絡会議が開催されまして、進捗状況と今後の方向性について情報提供がありましたので、私もそこに出席して情報収集をしたところでございます。

それから、(2)各自治体の取り組み状況でございますが、現在、民泊関係事業が実施されている自治体は、国家戦略特区の特区制度を利用した自治体のみになります。近隣では大田区、大阪府と大阪市、北九州市がその指定を受けて実施しているところでございます。

最後に、(3)区への対応状況でございます。関係課で連携しまして、住宅宿泊事業法の施行に向けた国や都の動きについて情報収集しながら、区でも、区内で事業が始まったときに向けての整備について、今準備を行っているところでございます。

○本多委員長

説明が終わりました。

ご質疑、ご意見等がございましたらご発言願います。

○藤原委員

3. (3)の現在の取り組み事例で、ゲストハウスのウォーキングツアーを初めて新規に始めましたということです。このようにいろいろしている中で、なぜお神輿の写真を使ったのかをお伺いします。

それと民泊について1点、生活安全担当課長にお伺いしたいのですが、民泊という形で制度ができて、民泊に向けた動きがあるのですが、ご意見があればいいのですが、警視庁的には、民泊という意味において、全てがよしという形ではないと思うのです。他自治体ですけれども、いろいろな犯罪があったとか、犯罪に利用されたというの、多くはないですけれどもマスコミ等で事例が出てきています。警視庁的に民泊についての問題点があったら、行政視察において大阪市内に視察に行ってくるので、その辺についても私は質問したいと思っておりますが、あればいいので、警視庁的な考えがあれば教えていただけますか。

○鈴木文化観光課長

資料の3. のところ、事例としてのお祭りの写真でございます。これは、外国人の方を対象にツアーに参加していただいて、実は、参加された方にSNSで情報発信をお願いするところがツアーの内容として組み込まれております。

その中で、これまでに6回、年12回の予定の半分を実施しているのですが、最初の3回はSNSで写真を、それから、4回、5回、6回目は、動画も含めて情報発信していただいたところ、かなり外国人の方の注目度が高く、アクセスも、最初の写真の3回で、たしか四、五千件程度。動画を入れた後は、1万から1万2,000件のアクセスをいただいたということで、その中で特に注目度の高かった

お祭りの写真を載せさせていただいたというところでございます。

○菅生活安全担当課長

警視庁の見解ということでございますけれども、私も直接担当しているわけではないので、聞いた話ということでご理解いただければと思います。

やはり警視庁としましては、民泊ができれば、いろいろな身分確認といった問題がありますので、果たしてどこまで民泊ではっきりとした身分を確認できるかということが、1つ危惧されることだと聞いております。特に、委員ご指摘のとおり、過去にいろいろなテロを起こすような、企図している者が実際に民泊に泊まることも想定されておりますので、そういった問題があるのかなと考えております。

また、外国人の方はいろいろな日本のルールやマナーというものをなかなか理解されていないところもまだまだございますので、そういったところで地域の方々とトラブルになっているといったことも聞いております。そういったことも、外国人に対してルール、マナーを教えていく、指導していくということも大事なことでないかなと考えているところでございます。

○藤原委員

このお神輿の写真、SNSということで、そうなのだなと思うのです。あえて、昨日からの流れで言えば、お神輿は神事です、間違いないですね。このお神輿は御霊を担いでいるわけですから、神事です、細かく言えば、盆踊りはレクイエム、鎮魂ですね。それで、②の禅は、禅宗があるくらいで、神仏の仏ですね。ですけども、外国の方はそのような感覚よりも文化という意味で経験していく、体験していただけないということも含めて、昨日からもお話ししていますが、区として、行政として、政教という意味ではなくして、観光という意味で、いろいろな意味でハードルを下げていただきたいと思っております。改めてその辺について、2つの写真が出ているけれども、観光ですけども、細かく言えば宗教行事、それが1点。

もう一点は、あえて生活安全担当課長にお伺いして、このような課題がありますということは何点か答弁していただいたのです。それを伺って、課長はどのように思われるか。また、それはわかっているので、このような形で、具体的にこのような対策をしていこうと思っておりますというものがあればお答えいただけますか。

○鈴木文化観光課長

まず、1点目のお神輿や盆踊りという宗教に関わる事業でございます。昨日お話しさせていただいたのは、区の経費的な支援の基準でございます。今回、観光のほうでモデル的に実施した事業については、区内の観光資源を活用もしくは協力していただいて実施するというところでございまして、直接何か経費的なものを投入しているということではないのです。

ただ、委員ご指摘のとおり、日本の伝統文化や宗教をもとにしている事業、イベントも、外国の方から見れば立派な観光資源でございます。そのところは適正な関わり方は考慮しながら、資源としての活用、協力はいただいて進めたいというのが考え方でございます。

当然、ここについて、宗教が元になっている事業やイベントであるからということで、排除するという考えはございません。

それから、2点目の民泊の課題についてでございます。先ほど口頭でご説明しましたように、9月8日に国の連絡会議がございまして、課題への対応についてもある程度の方向性は示されております。

具体的には、住宅宿泊事業法に関わる政省令、つまり施行令や規則と具体的なガイドラインの中で、1つは民泊事業自体をやる事業者の登録届出制、それから、そこで様々なトラブルや犯罪に関わる

ようなことの防止のための項目についても、国や都で認識をされている資料がございました。区としても、そのようなところはしっかりと踏まえながら、届出の所管は都道府県になりますので、なかなか区で直接何か規制ができるものではないのですが、都への要請なり、意見調整も含めて、しっかりと対応したいと考えております。

○中塚委員

宿泊を含めた滞在型・体験型観光についてということで、東京オリンピックを踏まえて、今後の観光施策を展開していくということです。私からは大きく2つ、LGBTなどのセクシュアルマイノリティについてが1つと、民泊について、それぞれ伺いたいと思います。

区内の宿泊施設の状況ということで、48施設、1万1,947人と報告がありましたが、伺いたいのは、同性同士のダブルルームを拒否しないということを確認しているのかどうか、そこを伺いたいと思います。

唐突に何かということですが、2015年9月26日の新聞報道で、朝日新聞、産経新聞、東京新聞で、豊島区のオープンゲイの区議会議員が調べたところ、男性同士でダブルルームの利用を拒否すると答えた宿泊施設が約半数あったと。この問題を取り上げて、答弁では副区長が、宿泊を拒否する理由が同性同士であることならば、旅館業法の違反に当たるという答弁があつて、把握し次第、直ちに営業改善の指導を行うというやりとりが新聞記事になっておりました。

やはりオリンピックを踏まえ、様々な方々が楽しみに来ている中で、宿泊というのはとても大事なことだと思いますけれども、品川区内の48施設は、同性同士のダブルルームは拒否しない、ウェルカムだということを確認しているのかどうかご質問したいと思います。

○鈴木文化観光課長

先ほどご報告した区内施設の状況でございます。口頭でも申し上げましたように、観光振興協議会と国の調査の中で把握した情報でございまして、ご質問のLGBT等の対応の可否については、これまでもまだ調査をしておりません。

○中塚委員

根強くLGBTへの理解がなかったり、差別があつたりという中で、こういう事業を進めるに当たって、品川区から同性同士のダブルルームを拒否することは、旅館業法にも反するし、オリンピックを踏まえて言うならば、オリンピック憲章でも性別や性的指向による差別を禁止しているだけに、宿泊施設に、こういうことになっていますよ、拒否してはいけませんよということをお伝えすることが必要ではないかと思うのですけれども、お伺いしたいと思います。

レズビアンの方や、ゲイの方や、トランスジェンダーの方など、日本国内はもちろん、世界中から集まるわけです。本当に心から楽しむために安心感を示していくという意味では、例えばホテルによっては始まっていますけれども、レインボーフラッグを受付に置いたり、うちのホテルは大歓迎だよと、ホテル業界では動き出しているところもあります。品川区としてこのような事業を進めていくわけですから、そのような理解と、法律と、オリンピックの趣旨を伝えて、レインボーフラッグを受付に置いたり、パンフレットに紹介するなど、そのような取組みも必要になってくるのではないかと思うのですけれども、2点、いかがでしょうか。

○鈴木文化観光課長

まず、1点目の区からの働きかけ、情報提供でございます。旅館業法に違反ということが判例的に確定しているわけではございませんが、考え方として、やはり対応が必要ということは区も理解しており

ます。

実際には、LGBTについてのお話は、観光振興協議会ではまだテーマとしては取り上げておりませんが、ご指摘のように、そこに关わる宿泊施設の皆様にお集まりいただいています。協議会本体の下に実働のワーキンググループを設定しておりますので、今年度、まずはそこでテーマとしてお出しして、皆様からも意見をいただきながら、今後、区内でしっかりとした対応ができるように情報共有や対応を検討したいと考えております。

○中塚委員

ぜひいろいろ取組みを進めていただきたいと思うのですが、1点だけ。新聞報道だけで申し訳ないのですが、豊島区の副区長は、宿泊を拒否する理由が同性同士であることだけなら、旅館業法の違反に当たると、そのような報道がされているのです。区としては、男性同士、女性同士、いわゆる性自認が同性同士を理由に宿泊を拒否するということは、旅館業法の違反に当たっているのか、当たらないと思っているのか。先ほどの答弁ではその辺がはっきりしなかったなので、その点だけ確認させてください。

○鈴木文化観光課長

区でも人権を担当する所管がございますので、そこから正式に区でこのようにと言うのは、私の範囲ではないのです。先ほど申し上げたのは、具体的にそのような訴訟があって、法解釈についての方向性を示す事例があったことを副区長は言っているのではないということで、ただ考え方としては、委員もおっしゃったように、状況に応じての判断になりますが、そのことだけでの拒否というのは適切ではないと区でも認識しているという意味で申し上げました。

○本多委員長

すいません、旅館業法の内容だと、厚生委員会所管になるのですが、人をもてなす、迎えるという課題で質疑を続けておりますので、その辺を含めて質疑をお願いします。

○中塚委員

人権啓発課や厚生委員会だとどこの課なのかわかりませんが、旅館業法を取り扱う課ともよく確認、調整していただいて、私は旅館業法違反に当たっていると思いますので、そこは確認していただきたいと思います、これは要望です。

次に民泊について伺います。資料に先ほどもありましたけれども、区内での事業開始に向けた準備を行っていくということですが、特区の活用を視野に入れているのか、どういう仕組みを念頭に進めているのか、その仕組みを伺いたいと思います。私は、規制緩和ではなく、しっかりした安全ルールの確立が必要だと思っているのですけれども、その点についても区の問題意識をお伺いしたいと思います。

○鈴木文化観光課長

まず、区内で民泊を実施されるに当たって、特区を利用するかということでございます。今回の住宅宿泊事業法の規定では、以前の旅館業法よりもかなり条件等が緩和されて民泊事業が実施できるようになっております。現時点から特区に申請して、特区を利用するという考え方は基本的に持っておりません。

また、特区の場合は、特区に指定されるだけではなくて、そのための条例制定等も手続きがございますので、現実的には、特区の仕組み以上に裁量権や規制の度合いが緩和されている新しい法律に基づいて、民間が通常の事業として実施するほうがスムーズに移行できると考えております。そこについては、区として特区に申請する考え方は、現在持っておりません。

それに伴って、実際に区内で民泊が行われるときの仕組みでございますが、基本的には新しい法律の規定の中で、事業者は都道府県への届出が義務づけられております。それに基づきまして、届出に基づいた登録ナンバー、登録済みであることを示す標章のようなものを交付して、それを掲示して、民間が通常事業として行うというのが仕組みになります。

区は、保健所で旅館関係、衛生関係の情報は入ってきますけれども、民泊自体の届出は都が窓口になりますので、区で直接何か仕組みなり、条例による規制を現時点ですぐ行えるものではないというのが現状でございます。

○中塚委員

私は、規制緩和ではなく、旅行者も、また地域の方々も、安心して旅行を楽しめるためには、しっかりした安全のルール確立が欠かせないと思うのです。

海外からの旅行者が今増えているということで、多くの方が宿泊先を確保することがなかなか難しい状況にあるというのは、先ほどの資料からもよくわかるのです。だからといって、最低限の安全や衛生や防災設備が万全とは言えない民泊を認めていくというのは、旅行者の安全を保障できないだけでなく、今まで以上に近隣トラブルを増幅させる状況を招きかねないのではないのかなと思うのです。その点について、区はどのように考えているのか。

届出が東京都で、区としての条例は考えていないというお話ですから、ただ一応資料には、区内での事業開始に向けた準備を行っているとありますので、そういう住民の不安や旅行者の安全確保についてどのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

○鈴木文化観光課長

安全のためのルール、衛生や防災面も含めてということでございます。先ほどご報告しました政省令、ガイドラインの中で、課題として国も認識しているという報告を受けております。

そのために、例で言いますと、衛生関係については、旅館業法や食品衛生法など、もともとある本来の規制は当然網がかかるということなので、今回の住宅宿泊事業法については、純粹に民泊としての事業の基本部分の規定と聞いております。

それから、そのためのトラブル防止についても、防犯面、防災面、衛生面については、具体的に今検討しているガイドラインの中で規定を予定しているそうです。例えば近隣とのトラブルに関しても、マンションの一室を民泊で使いたいという場合は、マンション管理組合での規約の中で、それが可能か、不可能かという規定をちゃんと制定していただく呼びかけであるとか、食品衛生法、それから消防に関しては、それぞれ所管の検査がちゃんとかかるというところで、その辺もしっかりと確保していきたいと報告を受けております。区もそれに準じて、しっかりと区の権限の中でできることについては対応したいと考えております。

○中塚委員

最後に意見だけ述べたいと思います。大きく2つのテーマで質問させていただきました。

初めに、セクシャルマイノリティーについては、国籍や性自認、性的指向で差別されることなく、誰もが安心して宿泊、または旅行、観光を楽しめるように、レインボーフラッグを掲げることや、宿泊施設との調整や理解を広げていくことを求めていきたいと思います。

民泊については、やはり海外の方が日本の文化や風習を心から安心して味わってもらうためにも、またビジネスマンが宿泊先に困らないためにも、違法な民泊を野放しにすることは当然だめなことだし、危険な規制緩和ではなく、旅館業法などの規定に適合した許可制をしっかり堅持したルールの整備こそ

必要だと思しますので、そこを踏まえていただきたいと要望したいと思います。

○田中委員

民泊についてです。地域の方からは不安の声があります。区内で事業開始に向けた準備を行っているという部分なのですが、地域の方からは不安の声が上がっているのです。事業者が民泊を始める前に、近隣住民への説明がどのように行われるとか、そのような具体的なことは何か決まっていますか。

○鈴木文化観光課長

先日の説明会では、近隣の方への配慮というところは、先ほど申し上げたマンション管理組合での民泊の可否についての規定、それから近隣の方への説明についても、基本的には届出の申請のときに、そのような指導をするというところは方向性として聞いています。いずれにしましても、政省令にしてもガイドラインにしても今検討中で、そのような項目については認識をして、検討しているというところまでの報告だったので、具体的な中身については未確定というところでございます。

○田中委員

トラブルが本当に起きてしまったり、今住んでいる方たちに何かしらが起こってしまう、そのような事態が招かれないように、住民の方たちが納得するようなちゃんとした説明と、民泊が行われる前にきちんと話し合いがされる場、住民の方たちの意見が聞ける場というのは必ず用意してほしいという要望をしたいと思います。

○本多委員長

ほかによろしいでしょうか。なければ、以上で本日の所管事務調査を終了いたします。

4 その他

(1) 議会閉会中継続審査調査事項について

○本多委員長

続いて、予定表3の行政視察についての前に、予定表4のその他を議題に供します。

初めに、(1)議会閉会中継続審査調査事項についてですが、お手元の申出書(案)のとおりでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○本多委員長

ありがとうございます。

それでは、案のとおり申し出をいたします。

(2) 委員長報告について

○本多委員長

次に、(2)委員長報告を議題に供します。

昨日の議案審査の委員長報告については、正副委員長にご一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○本多委員長

ありがとうございます。

それでは、正副でまとめさせていただきます。

(3) その他

○本多委員長

次に、(3)その他を議題に供します。

その他で何かございますか。

○鈴木文化観光課長

私からは2点、その他のご報告をさせていただきます。

1点目は、昨日の委員会で田中委員からご意見がありまして、委員長よりお諮りいただいたイルミネーション事業に関する予算の内訳でございます。今日、資料を机上配付で用意させていただきました。

今年度予算につきましては、記載のとおり6,700万円でございます。

内訳としましては、大きく3カ所の事業の設置のための費用と、全体のPR経費という4つの区分でございます。大井町駅西口が3,000万円、目黒川が2,200万円、西小山駅前が900万円、それから全体のPR経費が600万円という内訳でございます。

昨日も、経費が少し増えたことについてお話がありました。大井町駅西口はもう3回目、基本的なところは安定しているのですが、対象の飾りつけをする樹木を増やしたことと、今年度に関しては、シナモンロールのオブジェを制作しまして、これをほかの場所でも使うのですが、一番最初につくる大井町のところで計上したために経費が大きくなっているというところでございます。

それから、もう一点のご報告でございます。別のシナモロール切手シート販売の資料をご覧ください。こちらにつきましては、先週22日に発売した記念切手シートのご報告でございます。

まず、1. 目的としましては、郵便局と連携しまして、しながわ観光大使のシナモロールを活用した切手シートを販売しまして、そこで品川区のPR、またイメージの周知を図るというものでございます。

2. 実施概要でございますが、切手シートは「シナモロールのしながわお空のお散歩」ということで、お子さんや若い方向けのタイトルにしております。販売価格は、1シート1,500円、発売開始は先週9月22日(金)でございます。販売していただく郵便局は、区内の全郵便局、それから東京中央郵便局の計43局になります。制作した販売シート数は1,000シートでございます。

現状としまして、9月22日、発売当日でございますが、東京中央郵便局で午前中の2時間ぐらいで予定の100冊を完売したところでございます。また、区内の郵便局においても、局の規模によって5枚から10枚のシートをそれぞれ置いていただいているのですが、かなり売切れと予約が入っているということがありますので、ストック分をお渡しして、継続して販売していただく調整をしているところでございます。

3. 予算でございますが、区のほうでこの事業についての予算はかかっておりません。なぜ経費なしでできたかと言いますと、郵便局の事業として、作成・販売・PRを担当するというのがもともと制度としてありました。区は、品川区用のシナモロールのイラストの提供や、区独自の今までの媒体を使つてのPRということで分担をしたところでございますので、区の直接経費をかけないで実施できたということになっております。

4. に切手のデザインを印刷しております。これが、実際に販売されている切手のシートでございます。上側は品川区の地図に北品川の船だまりや大井競馬場、水族館、そのような区の観光スポットをイラストで配置して、その上空をシナモンがふわふわお散歩するというものでございます。下に四角く10コマありますが、これが実際の切手になります。下の10枚の切手は、当然普通の切手としても

使用できるというもので販売したものでございます。

○本多委員長

報告が終わりました。

今の2点につきまして確認などありましたら、ご発言願います。

○田中委員

予算の内訳、ありがとうございました。

ただ、もう少し詳しい内訳が欲しかったなと思うのです。去年、私が電話でヒアリングしたときには、LEDの電球が幾ら、設置費用が幾ら、維持管理、撤去代が幾らということを知っているのです。維持管理や設置部分にお金がかかるということを知って、そういうものなのだなとわかったのです。もっと具体的な内訳を書いてほしいと思います。

○鈴木文化観光課長

ご指摘のとおり、昨年度は事業を実施した後で、その詳細については当然ご報告できたのですが、この4事業はこれから実施で、今、契約手続なり手配をしているところでございます。ご指摘のあった設置費用やPR費用などの具体的な内訳がまだ確定していませんので、今の時点では主な項目として、協議中ということで記載させていただいています。その辺は、今後、実施しまして、報告のときには詳細な内訳についてもご説明ができるようになるということでございます。

○藤原委員

シナモロールの切手について1点だけ伺いたいのですが、これは1,500円で1,000シートだから、150万円ではないですか。切手は10枚だから82万円ではないですか。切手が10枚ついているから、そうですね。その差額がありますけれども、当たり前ですが、郵便局に行くわけですよね。シナモロールというのは、予算をつけて、品川区のPRと書いてあるのだけれども、品川区の税金を使ってシナモロールを制作したわけです。

考え方を伺いたいのですけれども、そういうものなのですね。差額が出て、利益が出て、郵便局、どうぞと。そのかわり予算はつけていないのだからという考えでいいのですよね。これからこういうものがあっても、そのようにやられていくわけですよね。品川区のものを何か使わせて儲けさせてあげて、予算をつけていないから、まあ、いいや、PRだからと。

○鈴木文化観光課長

まず、ご指摘のあった収支でございます。確かに1枚1,500円で1,000シート売った売上げの金額と、実際に使われる切手の差額が外観の利潤になりますが、実は先ほど申し上げたように、PRや印刷、販売のための手配の手数料は、全てそこから賄われるということで、利ざやはそんなに大きくないというのが1つです。

それから区の考え方としては、郵便局が事業をやるのに協力したわけではなくて、区のシナモロール、観光大使、または区のイメージのPRを郵便局が自分のところの事業を使うことで、協力してPRしていただく区では考えております。観光に関しては本来、民間の事業者の取組みがベースでございますので、どうしても民間事業者の活動と重なってくる場合がございます。これは、あくまで郵便局が利益を上げる活動に協力してくれという申し出があったことではなくて、区がその事業の中でシナモロールを使ってもらってPRしていただくという考え方でございます。

○田中委員

イルミネーションのことなのですが、一応予算額がついているので、大体の予算の内訳は目星

がついているというか、何となく大体幾らくらいというのはわかっていると思うので、次からはそこから辺までを書いてほしいと思います。なるべく情報はいっぱい欲しいので、よろしくお願いします。

○本多委員長

よろしいでしょうか。

ほかに、その他で何かありますか。

○池田スポーツ推進課長

私からは、来月、体育の日に行われます体育の日記念事業について、お知らせいたします。

目的といたしましては、区民のスポーツについての関心と理解を深め、積極的にスポーツを行う意欲を高めるためということで、スポーツ基本法第23条に基づく体育の日の記念行事でございます。

開催日時でございます。こちらは、平成29年10月9日祝日、午前9時30分～午後4時まで。

開催場所は、総合体育館外周部分と戸越体育館で行います。

内容でございます。総合体育館でございますけれども、①としまして、オリンピック競技体験として、ホッケー、ボルダリング、種目別教室（フリー利用）等がございます。詳しくはもう一枚、体育の日のチラシがございますけれども、こちらのほうに時間などが書いてございます。

⑥でございますように、外周部分で区内の大使館、領事館等によるお国自慢料理や民芸品の展示・即売会、また⑦地元町会によります模擬店も出店されるということで、体育館だけでなく、地元地域、そして区内の大使館、領事館および私どもの観光協会、品川区国際友好協会等の法人と協力いたしまして、記念の事業を開催いたします。皆様、お時間等がございましたら、ぜひこちらに足をお運びいただければと思います。

予算額でございますが、55万2,000円と書いてございます。こちらの金額、少ないとお思いになるかと思えます。こちらは種目別のフリー利用に対します講師謝礼ということでの予算をつけているところでございます。

○本多委員長

報告が終わりました。

確認などありましたら、ご発言願います。

○中塚委員

先ほど聞けばよかったですのですが、その他での報告と報告事項の差がよくわからないのです。先ほどのシナモロールの切手販売も、今回の体育の日の事業についても、報告事項ではなくてその他として扱う。それぞれしっかりやっていただきたいと思うのですが、何だかなという思いが。

○本多委員長

委員会開催に当たりまして、事前の正副委員長で打ち合わせ等をして議題を組むのですが、その打ち合わせ後に、委員会開催にそれぞれの部署で報告案件が区切りがついたようなものの申し入れがあって、その他で入れるような形にしています。

言われることはよくわかります。最初から報告事項に上げられるような委員会運営に努めていきます。ご理解をよろしくお願いします。

ほかになければ、以上でその他を終了いたします。

3 行政視察について

○本多委員長

最後に、予定表3の行政視察についてを行います。地域振興部長および文化スポーツ振興部長のみお残りいただき、その他の理事者の方はご退席いただいて結構です。お疲れさまでした。

それでは、暫時休憩いたします。

○午後0時00分休憩

○午後0時05分再開

○本多委員長

それでは、区民委員会を再開いたします。

改めまして、予定表3の行政視察についてを議題に供します。

本日は、お手元の行政視察についての資料をもとに、視察先の概要等について、簡潔に情報提供していただき、その後、視察先における調査事項など、ご意見があればお願いしたいと思います。

なお、今回は、安藤文化スポーツ振興部長が理事者としてご同行いただけるということですので、よろしく願いいたします。

それでは初めに、視察先の概要等について、ご説明をお願いいたします。

○安藤文化スポーツ振興部長

私から行政視察について、簡潔にお話しさせていただきたいと思います。

お手元、黄色の冊子をご覧ください。初めに、佐賀県の唐津市に行きます。そして唯一、観光とは少し違うビジネス系のお話をこの唐津で聞くということです。コスメティックセンターの設立等ということで、基本的な体制整備についてお話を伺うわけなのですけれども、6ページにピンク色のコスメティック構想の図がありますが、唐津を化粧品と申しましょうか、健康食品と申しましょうか、産業集積の取り組みで、それを市全体で取り上げてやっているということなので、そこら辺のお話を唐津に行って、どのような戦略を持っているかということをお聞きしたいと思っています。

そして、次の肥前名護屋城歴史ツーリズムプロジェクトというところで、ここから観光になってくるわけですが、名護屋城は、ご案内のとおり、豊臣秀吉が朝鮮出兵の際に大きなお城をつくった。この歴史を売りにして、観光客ならびにインバウンド等々という形で戦略をとっています。そこで、名護屋城の諸々の、次の3ページにありますけれども、いろいろなスポットを紹介したり、町歩きをやったり、そんなものを考えていく一大プロジェクトをつくって進めているという話です。

品川区とは若干違いますが、向こうは観光地づくりをしているような感じ。そのようなお話は、戦略的にどのようなお話ができるかということをお聞き出してヒントを得たいと考えてございます。

それから、24日の2日目ですが、大阪に参ります。大阪に行って、大阪市は、先ほどお話にありましたような民泊をはじめとする市内のプロジェクトをつくって取り組んでいるということです。

ちなみに、大阪市の3ページなのですけれども、ここに民泊をはじめとする対策のプロジェクトチームのメンバー等が出ていますが、副市長をトップとして、このような形で民泊について取り組んでいくということです。どこまで話が進んでいるのかということも、今日、お話を出ささせていただきましたけれども、情報収集しながら、区の民泊について、考え方もできるのではないかと考えてございます。

それから、次に3日目です。今度は伊勢市に行きます。伊勢市は、ご案内のとおり、伊勢神宮というものがあります。そこで、初めに、伊勢市の中で集大会というのですか、ここでは県大会以上の学会や体育会、研修会、各種スポーツ大会をこちらに呼び込んで、動員をして、市内で盛り上げようということです。

ちなみに、伊勢市においては、ページで言いますと、一番最後のほうに参考資料として、フットボールヴィレッジ構想というものがあると思います。広大な土地にフットボール場が数面あって、それをもとに、スポーツツーリズム、スポーツを観光の一手段として呼び込んでまいるという戦略をもとにやっています。どれだけの大会が動員できているかというのはわかりませんが、お話を聞きたいと思っています。

そして、最後に、外国人観光客の実態調査とインバウンド観光の展開についてということで、これは伊勢市にあります伊勢神宮の外宮と内宮ですとか、インバウンド観光客を呼び込もうということで向かっていますので、品川区とは違いますが、観光客のインバウンドの呼び方の工夫や戦略を聞ければよろしいかなと考えております。

○本多委員長

説明が終わりました。

具体的な事業の内容等については、それぞれ現地にて質問し、ご確認いただきたいと思いますが、視察先で特に調査したい事項、項目などありましたら、ご発言願います。

○中塚委員

簡潔に言いますけれども、唐津市ですが、歴史や文化的なものをどのように見せているのか。どこにドラマをつくったりしているのか。一言で言うと、見せ方をよく視察したいなという点です。

大阪市の民泊ですけれども、現地では発言しませんが、私はこの大阪市の民泊は反対なのです。現地の大阪の市議団の態度を見ていたら、現地でそのようなことは言いませんけれども、要するに安全のルール化、条件をどのように整理しているのか、その点について伺いたいと思います。

伊勢市ですけれども、スポーツ合宿の誘致ということですが、やはり地元の小・中学生や地元の地域スポーツとどういう交流を図られているのか、その視点は踏まえたいなと思います。具体的には、正副にお任せいたしますけれども、調整していただけたらと思います。

○渡辺委員

伊勢市のフットボールヴィレッジ、見たことはないのですが、施設は多分素晴らしいだろうと。それで、やっているノウハウをいろいろお聞きしたいなと思いました。というのは、競技のスポーツだけではなくて、食事もあったり、文化的な観光などの満足度がないと続かないと思います。

あと、稼働率の低い時間帯、シーズンオフであったり、平日であったり、そのようなところをどのように取り組んでいるのかを細かく、世代や対象をどうやっているのか。当初の想定から、いざ実際やってみてが違うと思うので、そういうものが取材できたらいいなと思います。

○田中委員

中塚委員と少しかぶるところもあると思うのですが、民泊のところで、事業者の方と住民の方でどのような話し合いがされているのか、その辺りを聞きたいと思っています。

○本多委員長

よろしいでしょうか。

それでは、今いただきましたご意見を十分に考えながら、参考としながら、相手方の都合もありますけれども、調査を充実していきたいと思っております。

私の意見として、民泊について、それぞれ意見が出たように、推進するか、しないか、それぞれの議員でお考えもあると思います。また、近い将来、品川区としても、品川区議会としても、何かしらの態度が必要になる時期も来るのかなと思いつつ、民泊については、確かに課題も多くあると思います。成

功事例や課題など、ありとあらゆる角度から調査・研究できればなと思っています。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○本多委員長

なお、行政視察の報告書につきましては、視察先でお伺いする概要などの記載のほか、例年どおり、視察後直近の委員会終了後に報告会を実施し、各委員より報告をいただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、本件を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

これをもちまして、区民委員会を閉会いたします。

○午後0時16分閉会